

# 島根県介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱

## 第1章 総則

### 第1 目的

この要綱は、県内に居住地を有する被爆者であって、次に掲げるサービスを受け、又は掲げる施設に入所し、当該サービス又は施設入所に係る費用の一部等を負担するものに対して、利用者負担の減額措置を講じることにより、被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護、旧介護予防訪問介護（注1）又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）のサービス（以下「訪問介護等サービス」という。）
- イ 法に規定する介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護福祉施設等」という。）
- ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）
- エ 法に既定する通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、旧介護予防通所介護（注1）又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のサービス（以下「通所介護・短期入所生活介護等サービス」という。）

注1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び同条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。

### 第2 定義

この要綱において、「被爆者」とは原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者をいう。

## 第2章 助成事業

### 第3 助成事業の種類

助成事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護利用被爆者助成事業

- (2) 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業
  - ・通所介護利用被爆者助成事業
  - ・地域密着型通所介護事業
  - ・短期入所生活介護利用被爆者助成事業
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用被爆者助成事業
  - ・小規模多機能型居宅介護利用被爆者助成事業
  - ・複合型サービス利用被爆者助成事業
- (3) 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業

#### 第4 訪問介護利用被爆者助成事業

##### 1 対象者

低所得（原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である（生活保護受給世帯を含む。）こと。なお、所得税非課税には所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを、「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第81条及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17の規定により所得税が課されないこととなること及び、所得税法第2条第1項第31号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを、「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第81条の規定により所得税が課されないこととなることも含むものとする。以下同じ。）の被爆者のうち、次の表の左側に掲げる訪問介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付費等の支給を受け、又は受けることができた者であつて、当該訪問介護等サービスに係る費用の一部を負担しているものを対象とする。

訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費（法第41条）</li> <li>・特例居宅介護サービス費（法第42条）</li> </ul>
旧介護予防訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防サービス費（法第53条）</li> <li>・特例介護予防サービス費（法第54条）</li> </ul>
第1号訪問事業（※）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

※ 平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA1及びA2に限る。

##### 2 限度額

1の表の右欄に掲げる介護給付の額に九十分の百を乗じて得た額から当該介護給付の額を減じた額（注2）を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって低所得の被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

注2 法第50条又は第60条の規定が適用される場合にあつては、当該サービス費に百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合を除して得た額

## 第5 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業

### 1 対象者

被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる通所介護・短期入所生活介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付費等の支給を受けている者であつて、当該通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担しているもの。

通所介護	・ 居宅介護サービス費（法第41条）
短期入所生活介護	・ 特例居宅介護サービス費（法第42条）
地域密着型通所介護	・ 地域密着型介護サービス費（法第42条の2）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・ 特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）
小規模多機能型居宅介護	
複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護）	
認知症対応型通所介護	
旧介護予防通所介護	・ 介護予防サービス費（法第53条）
介護予防短期入所生活介護	・ 特例介護予防サービス費（法第54条）
介護予防認知症対応型通所介護	・ 地域密着型介護予防サービス費（法第54条の2）
介護予防小規模多機能型居宅介護	・ 特例地域密着型介護予防サービス費（法第54条の3）
第1号通所事業（※）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

※ 平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA5及びA6に限る。

### 2 限度額

1の表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、被爆者が受け、又は受けることができた当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

注3 法第49条の2又は法第59条の2の規定が適用される場合にあつては八十分の百を乗じて得た額

注4 法第50条又は法第60条の規定が適用される場合にあつては、市町村特例割合を除して得た額

## 第6 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業

### 1 対象者

次に掲げる者を対象とする。

ア 被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる介護老人福祉施設等に入所し、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付の支給を受けている者であって、当該施設の入所に係る費用の一部を負担しているもの。

介護老人福祉施設	・施設介護サービス費（法第48条） ・特例施設介護サービス費（法第49条）
地域密着型介護老人福祉施設	・地域密着型介護サービス費（法第42条の2） ・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）

イ 被爆者のうち、養護老人ホーム等に入所し、老人福祉法第28条第1項の規定により、入所に係る費用を徴収されているもの。

### 2 限度額

ア 介護老人福祉施設等に入所している被爆者に対しては、1アの表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、当該被爆者が受けた、又は受けることができた当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額する場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

注5 法第49条の2の規定が適用される場合にあつては、八十分の百を乗じて得た額

注6 法第50乗除規定が適用される場合にあつては、百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下「市町村特例割合」という。）を除して得た額

イ 養護老人ホーム等に入所している被爆者に対しては、当該施設の入所に係る費用として、老人福祉法第28条第1項の規定により市町村長から徴収されている額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

## 第7 助成方法

この事業の助成方法は、介護保険法の居宅介護サービス費及び施設介護サービス費の支給に準じて現物給付することを原則とする。

## 第3章 雑則

### 第8 助成金の返還

偽りその他不正の手段により、この要綱に定める助成金を受けた者がある場合は、

知事は、その者から、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

## 第9 その他

この要綱によるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月27日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月5日から施行し、平成30年9月1日から適用する。